

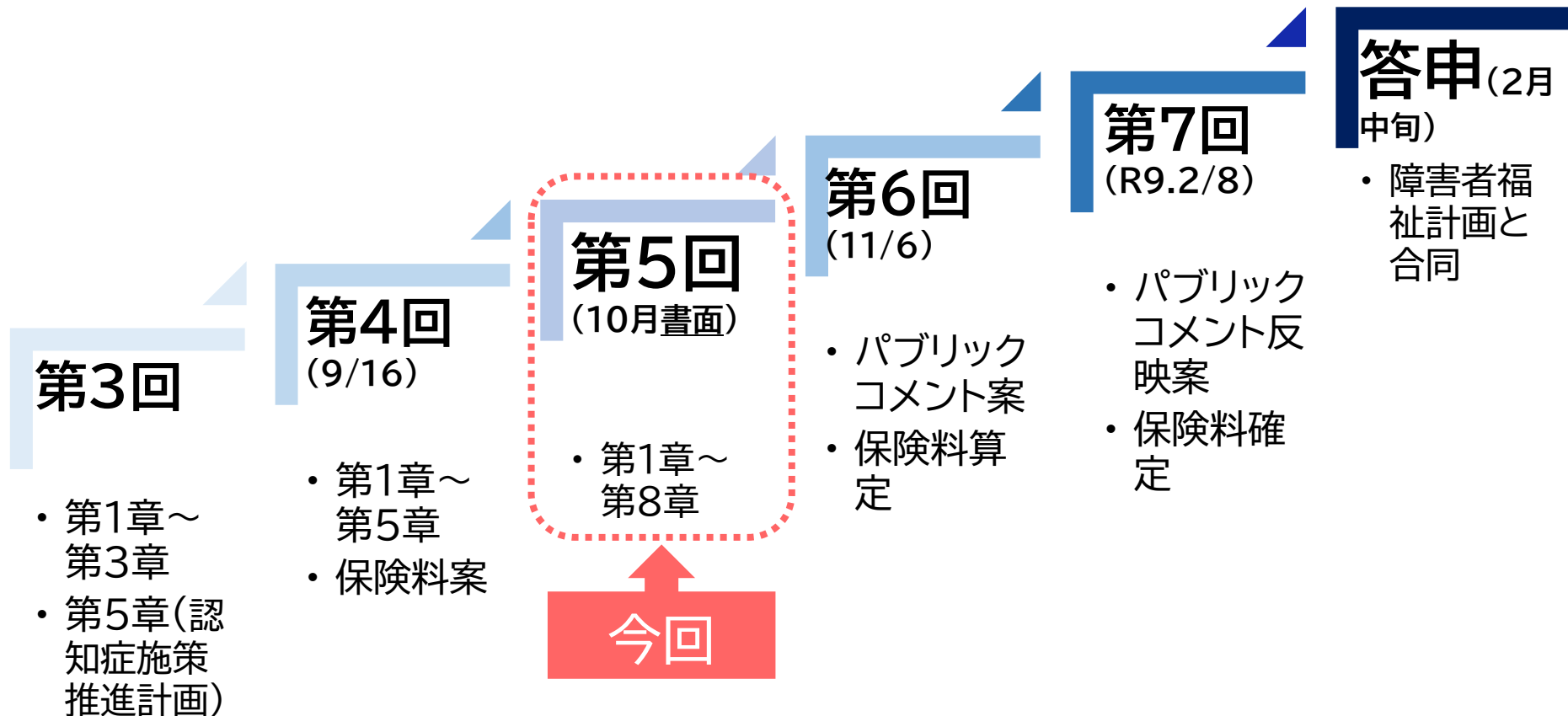
第5回あんジョイプラン11策定委員会

議題

あんジョイプラン11について(第1章～第8章)



策定委員会スケジュール(予定)



あんジョイプラン11

- 第1章 計画策定にあたって
 - 第2章 高齢者を取り巻く状況
 - 第3章 基本理念・基本目標
 - 第4章 施策・個別事業 ← 一部変更あり
 - 第5章 安城市認知症施策推進計画
 - 第6章 介護保険事業の運営
 - 第7章 施設整備計画
 - 第8章 計画の推進
 - 参考資料
- 今回



1 前回以降の変更点について

2 第6章～第8章について



1 前回以降の変更点について

- ✓ 基本目標3における施策順序の変更
- ✓ 第4章 施策・個別事業のロジックモデル記載
- ✓ 進捗管理を実施する個別事業の設定



1 前回以降の変更点について

✓ 基本目標3における施策順序の変更

第3章 基本理念・基本目標

(1) 介護保険サービスの質の向上と制度の円滑な運用

変更前

- 3-1 介護人材の確保・育成・定着
- 3-2 的確で質の高いサービスの提供
- 3-3 介護保険事業の円滑な運営
- 3-4 保険者機能の強化
- 3-5 安心して働ける環境づくり



変更後

- 3-1 的確で質の高いサービスの提供
- 3-2 介護保険事業の円滑な運営
- 3-3 保険者機能の強化
- 3-4 介護人材の確保・育成・定着
- 3-5 安心して働ける環境づくり

介護人材・職場環境
に関する取組を集約



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

1 前回以降の変更点について

✓ 第4章 施策・個別事業のロジックモデル記載

今回追記

基本理念	基本目標	施策	個別事業	初期アウトカム	中間アウトカム	最終アウトカム
健康で、生きがい・ふれあい・安心を育むまち	が健康・生きがい・つながりによるフレイル予防の推進	1-1 健康づくり・フレイル予防の推進【重点】 1-2 生きがいづくりの支援 1-3 多様なつながりづくりと孤立の防止 1-4 サービス・活動事業の充実	施策ごとの個別事業は、第4章に掲載していません。	高齢者が自らの健康状態に関心を持ち、介護予防に向けた具体的な行動を起こす 高齢者の社会参加が活発化し、自己実現できる高齢者が増える 介護予防のための活動や支援が十分に行われる	フレイル予防、介護予防が進み、要介護認定を受ける時期が遅くなる。 【指標】 ・要介護・要支援認定の新規申請者の平均年齢 ・高齢者の主観的健康観	「健康で、生きがい・ふれあい・安心を育むまち」であると感じている人が多い
	地域でふれあい、安心して生活できるまちづくりの推進	2-1 住民主体の地域福祉活動の支援 2-2 在宅生活の支援 2-3 認知症の人への理解の促進【重点】 2-4 認知症施策の推進 2-5 介護者に対する支援 2-6 医療と介護連携の推進 2-7 権利擁護等		地域での見守り体制が確立し、高齢者が安心して在宅生活を継続できる 認知症についての市民の理解が深まり、誰もが認知症を自分ごととして捉えている 介護者も要介護者も孤立することなく、自身が望む生活を維持することができる	要介護状態や認知症になっても、住み慣れた地域や自宅での生活を継続することができる。 【指標】 自分が住む地域は、高齢者が安心して暮らすことのできるまちだと感じる人の割合	
	介護保険サービスの円滑な質の向上と	3-1 的確で質の高いサービスの提供【重点】 3-2 介護保険事業の円滑な運営 3-3 保険者機能の強化 3-4 介護人材の確保・育成・定着【重点】 3-5 安心して働ける環境づくり		介護保険財政が安定的に運用され、市民が必要なサービスを過不足なく利用できる 介護職員が働きやすい環境になるとともに、利用者が安心してサービスを利用できる環境が実現される	市民や事業者から信頼される、安定的で質の高い介護サービス提供体制が確保されている 【指標】 介護保険制度を正しく理解している市民の割合	

1 前回以降の変更点について

✓ 進捗管理を実施する個別事業の設定

従来

個別事業97のうち54について毎年進捗管理し、活動実績を報告

活動量の管理が中心で、事業の成果(アウトカム)との繋がりが不明確という課題



今回

初期アウトカム1つにつき、初期アウトカムに資する1~2事業のみを進捗管理、実績報告。

ロジックモデルの導入に伴い、アウトカムに直結する主要な事業を毎年進捗管理する。(※中間アウトカム・最終アウトカムの進捗管理は3年毎)



2 第6章～第8章について

第6章 介護保険事業の運営

- 第10期 介護保険料5,704円について（※前回策定委員会で説明済み）

第7章 施設整備計画

- 次スライド参照

第8章 計画の推進

- プラン10の内容から大きな変更はありません。



2 第6章～第8章について

第7章 施設整備計画(案)の基本方針について

□ 検討にあたっての着眼点

- ◆ 入所系施設ごとの待機者の必要度、施設の特性ごとに異なる利用継続性を基に分析
- ◆ 既存施設等によるサービス供給状況の再評価

□ 待機者の状況(特養の場合)

入所の必要性・緊急性が高い待機者数

R6	R7	R8
108人	80人	58人

※県特別養護老人ホーム標準入所指針により算出

□ 各施設・事業における分析と評価

- ◆ 大規模施設：特養等の待機者が減少傾向にあることや、広域的な利用が可能な施設であることを鑑みた総合的な判断が必要
- ◆ 地域密着型施設：圏域内での生活継続ニーズに対し、他の高齢者向け住まいの設置状況や居宅サービスでの受け入れ状況の検討が必要
- ◆ 在宅生活支援：事業所間の連携や通所サービスの活用により、多様な在宅ニーズに対して柔軟に対応できる見込み

✓ 本計画期間(令和9年～11年度)中、新規の施設・事業の積極的な整備を行わない方向の整理としました。

10



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

2 第6章～第8章について

第7章 施設整備計画(案)の基本方針について

□ 施設整備計画(案)策定における論理等の整理

◆ 現状分析の論理構成の見直し

プラン10における「施設が○か所あるから(消極的)」という分析ではなく、プラン11では「(例)必要な体制を十分に確保できる見込みがあるから(積極的)」というロジックで整理します。

◆ 体裁・語句の軽微な修正

プラン10における「しません」と言い切るネガティブな印象を与える表現を避け、「～行わないこととします」といった表現に改めます。

□ 今後の施設整備計画(案)の修正に向けて把握に努める要素

◆ 広域的要因：県介護保険事業支援計画の方針

◆ 供給側動向：事業者の新規参入又は用途転換等による供給拡大の意向

プラン11における方針(案)の修正、プラン12(仮)計画期間中早期の施設整備を想定した記載の追加が必要になる可能性がありますので、上記事項について把握に努めてまいります。

